高齢者虐待防止における指針

1. 高齢者虐待に関する基本方針

株式会社RSKは高齢者の尊厳を保持し、適切かつ質の高いサービスを提供するため、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方針を共有する。また、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見、早期対応に努め、高齢者虐待に該当する以下の行為を行わない。

2. 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。また、正当な理由なく身体拘束を行うこと。

(2) 介護・世話の放棄放任

行うべきサービス提供を放棄し利用者の生活環境や身体、精神状態を悪化させること。職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為を行うこと、又は高齢者にわいせつな行為をさせる こと。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産、金銭を不当に処分、使用すること。当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

- 3. 事業所における高齢者虐待防止に関する基本方針を実施するための取り組み 職員は高齢者虐待・不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。
 - 1. 委員会を設置し、その他の会議や申し送り等にて高齢者虐待防止に関して検討し、高齢者虐待が発生しない対策を全部署・全職員が協力して実施する。
 - 2. 職員が一体となり権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する 理解を高める教育、研修を実施する。
 - 3. 職員へのメンタルヘルスに関する組織的な取り組みを行う。また、虐待等について、職員が相談、報告できる体制整備を実施する。

- 4. 提供するサービスの点検と、虐待に繋がりかねない不適切なケアの改善を行う。事故や苦情の詳細を分析し再発防止に関する取り組みを実施する。
- 5. 指針で記載されている事項や委員会で決定した内容については速やかに全職員へ周知する。また職員の意見に基づき指針、及びマニュアルの定期的な見直しを実施議で検討し、それらの対策を速やかに職員へ伝達し実施する。

4. 高齢者虐待防止のための委員会に関する基本方針

事業所における高齢者虐待が発生しないように高齢者虐待防止対策委員会を設置し、 虐待防止の為の対策を検討する。委員会は年に 2 回以上開催する。緊急時は必要に応 じて臨時委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- ・施設内における高齢者虐待の予防体制の確立に関すること
- ・高齢者虐待に関する情報の収集に関すること
- ・施設内で報告のあった虐待事例の対応策に関すること
- ・高齢者虐待予防のためのマニュアル類の整備に関すること
- ・職員を対象とした高齢者虐待防止対策に基づいた研修の実施に関すること
- ・その他、当施設内の高齢者虐待予防のために必要な事項に関する

5. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

高齢者虐待防止対策の基本的考え方、および具体的対策について全職員を対象として 周知徹底を図ることを目的に以下のとおり研修を実施する。研修の内容は、虐待等の防 止に関する基礎的な知識の普及と啓発をするものであるとともに、本指針に基づき、虐 待の防止を徹底するものとする。

- ・定期的な研修(年2回以上)を実施する
- ・新規職員採用時に必ず高齢者虐待防止対策研修を実施する
- ・研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録、保存する
- ・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告書等の手順
- ・発生時の改善策

6. 虐待発生時の考え方

- 1. 虐待の発見及び通報
 - ・職員は利用者、利用者家族または職員からの虐待の通報があるときは本指 針に沿って対応しなければならない。
 - ・利用者に虐待が疑われる場合には、責任者へ速やかに報告する。その後、

「虐待発生時の対応・フローチャート」に基づき速やかな解決に努める。

- 2. 虐待に対する職員の責務
 - ・施設内、在宅内における高齢者虐待は外部からは把握し難いことを認識 し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
 - ・虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに責任者へ報告 し、責任者は虐待防止委員会を開催し解決にあたる。
- 7. 利用者・家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者・入所者等は、いつでも本指針を閲覧することとする。また、法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

(付則)

この指針は令和 6 年1月 1 日より施行します。